

福島県郡山警察署公告第1号

郡山警察署放置車両確認事務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年2月13日

福島県郡山警察署長 七海 暢一

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

郡山警察署放置車両確認事務 一式

(2) 委託業務の仕様等

放置車両確認事務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

福島県郡山警察署の管轄区域

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項のいずれにも該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 現に、法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。

(5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれらに準ずる者であること。

(6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。

(7) 仕様書に定める業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(8) 入札参加資格確認申請までに道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定による福島県公安委員会の登録を受けていること。ただし、次に掲げる

いずれかに該当する者を除く。

ア 道路交通法第51条の9の規定による福島県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる者

イ 道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当し、福島県公安委員会の登録を取り消すことができると認められる者

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、上記2の(4)から(8)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年3月3日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号963-8842 福島県郡山市字城清水23

福島県郡山警察署会計課

電話 (024) 922-2800

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（上記3に掲げる場所に同じ。）

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月23日（月）午後1時30分

所在地 福島県郡山市字城清水23

福島県郡山警察署 4階大会議室

(3) 留意事項

郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

上記2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。